

第5章

目指すべき将来像と 今後10年における実施計画

本計画の基本方針に基づき、『防災』、『安全・円滑な交通確保』、『景観形成・観光振興』の各整備目的における目指すべき将来像を見据えつつ、2019年度(平成31年度)～2028年度の10年間においては、必要性の高い路線を対象に、優先的に無電柱化を推進していきます。

1. 緊急輸送道路ネットワークの信頼性向上と災害時の救助活動の円滑化に向けた取り組み

(1) 目指すべき将来像

災害時における道路ネットワークの信頼性向上を目的として、緊急輸送道路全線の無電柱化を目指します。

無電柱化にあたっては、電柱が倒壊しても片側1車線以上が連続して確保できるものとして、電柱倒壊による道路閉塞影響を勘案し、建柱位置や歩道・車道幅員、沿道状況等を考慮して整備の必要性や整備手法を決定します。

無電柱化整備は電線共同溝方式のほか、道路閉塞により影響を及ぼさない位置や裏通りへの電柱移設も含め、電線管理者との協議により整備推進を図ります。

(2) 今後10年における実施計画

① 整備対象道路

防災ネットワークを構築する重要な第一次緊急輸送道路*

※第一次緊急輸送道路のうち以下の条件を満たす道路

- ・高速道路ICから第一次防災拠点に繋がる道路
- ・高速道路を補完する地域高規格道路
- ・主要都市間を結ぶ主軸となる幹線道路

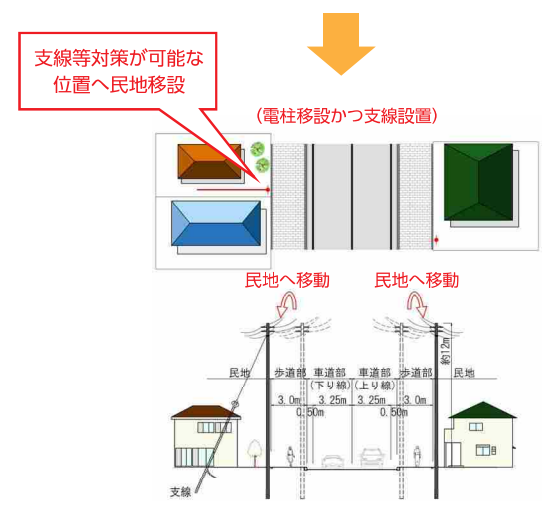
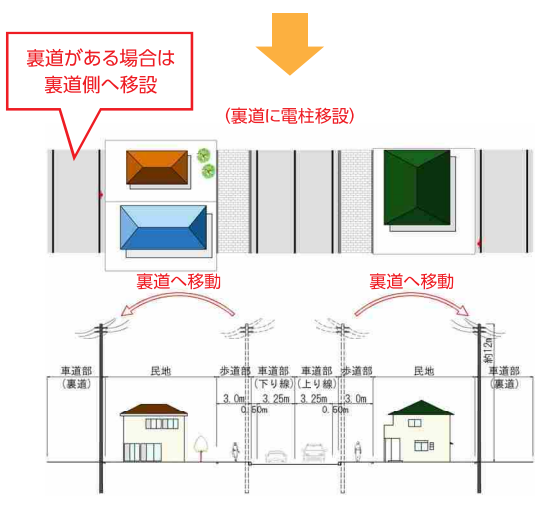
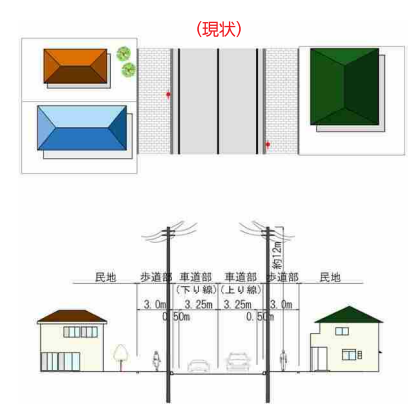
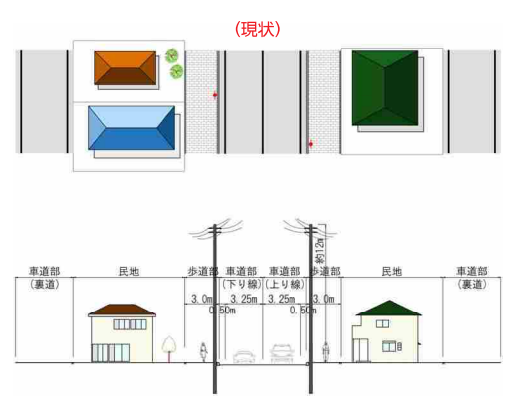
② 実施方針

- 電柱倒壊による道路閉塞影響の解消を目的として、建柱位置や沿道状況等を総合的に評価して、電柱移設も含めた無電柱化整備を実施。また、電柱倒壊を誘発する可能性のある樹木等については、伐採等による防止対策を実施。
- 新設道路では、同時整備の観点より原則無電柱化を実施。また、新設道路における交差点部の車道上空横断線は原則禁止として地中化を実施。

【都市部における電柱移設時の基本的な考え方】

裏道がある場合には裏配線を基本に移設を実施

裏配線が困難な場合で、沿線建築物が倒壊の恐れがある区間については、民地移設と合わせて支線等による対策を実施

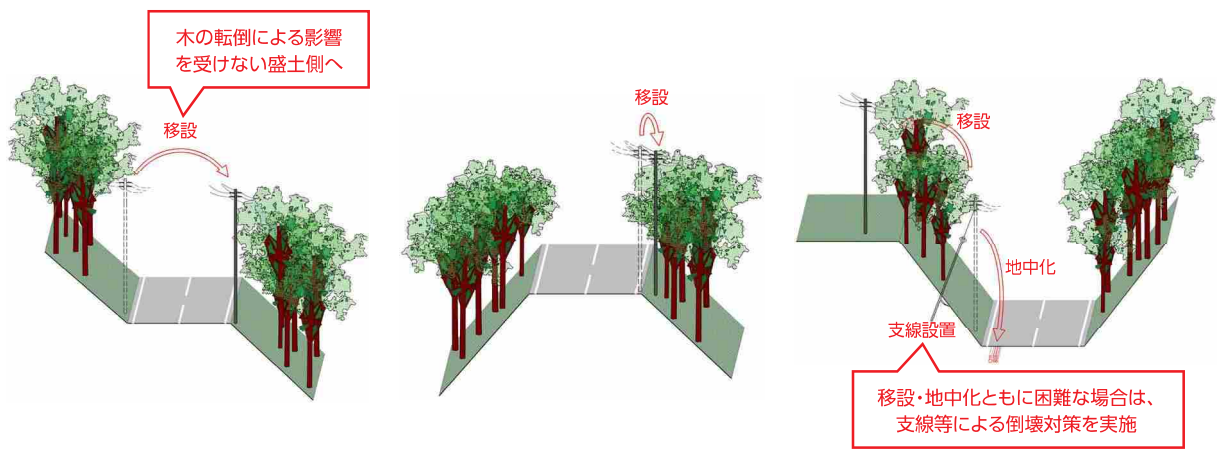


【中山間部における電柱移設時の基本的な考え方】

山側から谷川へ電柱を移設し、車道部への倒壊リスクが低減

道路敷外(斜面部)への移設

山側上部への移設、地中化もしくは倒壊対策の実施



※沿道の電柱については、可能な限り道路閉塞しない位置への移設を基本とするが、沿道施設への配線や移設後のメンテナンス等を総合的に勘案したうえで移設箇所を決定するものとする。

③ 整備目標

- 第一次防災拠点44箇所への経路における無電柱化事業着手。
- 地域高規格道路および主要都市間の幹線道路における無電柱化事業着手。

【今後10年における整備目標(防災)】

対象路線	対象延長	整備済延長	整備計画延長	無電柱化率
第一次防災拠点への アクセス路線	147.3km (44施設)	43.8km (4施設)	103.5km (40施設)	29.7% (4/44) ▶100%着手 (44/44)
地域高規格道路および 主要都市間の幹線道路	87.9km	47.8km	40.1km	54.4% ▶100%着手
計	235.2km	91.6km	143.6km	38.9% ▶100%着手

2. 歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保に向けた取り組み

(1) 目指すべき将来像

バリアフリー重点整備地区および「都市計画区域マスタープラン」において中枢拠点および都市拠点等に位置づけられた地区の歩行者・車椅子・自転車の安全な通行確保が必要な路線の無電柱化を目指します。

無電柱化は歩道有効幅員の確保を目的として、現状の建柱位置や歩道幅員を考慮して整備の必要性や整備手法を決定します。電線共同溝方式による地中化整備を行う際には、自転車の走行空間やネットワークの確保および視認性等にも配慮し、地上機器の設置位置に関する調整等を行います。

その他、主要駅周辺や通学路等、安全な通行確保が求められる箇所についても、地域の要望や合意形成の状況等を勘案して整備を検討していきます。

(2) 今後10年における実施計画

① 整備対象道路

重点整備地区内のバリアフリー特定道路*

※バリアフリー特定道路

市町村が定める移動等円滑化基本構想に位置付けられ、多数の高齢者や障害者等が利用する施設(駅、官公庁、福祉施設等)を結ぶ道路で、国土交通大臣が、優先的にバリアフリー化すべき路線として指定した道路

② 実施方針

- 歩道有効幅員の確保を目的として、建柱位置や沿道状況等を総合的に評価して、電柱移設も含めた無電柱化整備を実施。
- 現状、民地・植樹帯等の通行空間に影響しない箇所に建柱している路線は整備対象外。

③ 整備目標

- バリアフリー特定道路における整備必要区間における整備完了。

【今後10年における整備目標(安全・円滑な交通確保)】

対象路線	対象延長	整備済延長	整備計画延長	無電柱化率
重点整備地区内の バリアフリー特定道路	12.1km	8.8km	3.3km	72.7% ▶ 100%完了

■ 3. 観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくりに向けた取り組み

(1) 目指すべき将来像

群馬県における主要な観光地の周辺路線について、良好な景観の形成、眺望の改善を目的として、官民連携による無電柱化を目指します。

その他、観光振興のために必要な道路や魅力ある景観・風景の形成に必要な路線についても整備を検討します。

(2) 今後10年における実施計画

① 整備対象道路

重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路*

※重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路

- ・富岡製糸場と絹産業遺産群（世界文化遺産）周辺の道路
- ・桐生市桐生新町（重要伝統的建造物群保存地区）周辺の道路
- ・中之条町六合赤岩（重要伝統的建造物群保存地区）周辺の道路
- ・甘楽町小幡城下町地区（歴史的風致維持向上計画における重点区域）内の道路

② 実施方針

- 良好な景観の形成、眺望の改善を目的として、建柱位置や沿道状況等を総合的に評価して、電柱移設も含めた無電柱化整備を実施。

③ 整備目標

- 重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路において、県・市町村で対象とする路線の整備完了。

【今後10年における整備目標(景観形成・観光振興)】

対象路線	対象延長	整備済延長	整備計画延長	無電柱化率
重要な位置づけを持つ 観光地周辺の道路	6.8km	1.0km	5.8km	14.7% ▶ 100%完了

■ 4. 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線での取り組み

前述で挙げた『防災』、『安全・円滑な交通確保』、『景観形成・観光振興』における今後10年の実施計画以外においても、市街地などで地域の景観や歩行空間の確保を目的に実施している土地区画整理事業や街路事業と合わせて実施している無電柱化事業等、その他必要とする計画路線の整備計画延長と整備目標は以下の通りです。

【市街地などで無電柱化を必要とする計画路線での今後10年における整備目標】

区分	対象延長	整備計画延長	無電柱化率
市街地などで必要とする計画路線	37.1km	37.1km	100%完了
うち県管理	24.7km	24.7km	100%完了
うち市町村管理	12.4km	12.4km	100%完了